

城里町長選挙

投票日 令和8年 8月23日(日)

町政の代表者を決める大切な選挙です。
価値のある一票を忘れずに
投票しましょう。

当日投票日に行けない方は、期日前投票をしましょう！

立候補を予定される方へ

◇告示日及び立候補届出◇

【日時】 8月18日(火)
午前8時30分から午後5時まで
【場所】 役場本庁舎 3階会議室

◇立候補予定者説明会◇

城里町長選挙の立候補届出に必要な書類の記入方法や事務
手続等についての説明会を開催します。

【日時】 7月15日(水) 午前10時から
【場所】 役場本庁舎 3階会議室

【問合せ】 城里町選挙管理委員会 ☎ 029-288-3111(内線 217)

令和8年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 「子ども・子育て支援金分」の徴収を開始します

【国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ】

「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、令和8年度分から「子ども・子育て支援金分」の徴収を開始します。

令和8年度から開始する「子ども・子育て支援金制度」は、子育て世帯への給付拡充の財源を全世代や企業の皆さまから拠出していただくことで、子どもや子育て世帯を社会全体で支援する仕組みです。

医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険など)ごとに保険料が決められ、これまでの医療保険料とあわせてご負担いただきます。

※「子ども・子育て支援金分」は、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に引き上げられる予定です。

■令和8年度国民健康保険税の税率

	所得割	均等割	18歳以上均等割	賦課限度額
医療給付費分	6.7%	21,000円	—	670,000円
後期高齢者支援金分	2.8%	8,500円	—	260,000円
介護納付金分	1.8%	12,000円	—	170,000円
子ども・子育て支援金分	0.26%	1,600円	100円	30,000円

※「子ども・子育て支援金分」の均等割は18歳未満(高校生以下)は10割軽減され、18歳以上均等割は18歳以上の被保険者に対して課税されます。

■令和8年度後期高齢者医療保険料率(県内で均一の保険料)

	所得割	均等割	賦課限度額
医療給付費分 (前年度と比較)	9.32% (- 0.34%)	49,500円 (+ 2,000円)	850,000円 (+ 50,000円)
子ども・子育て支援金分	0.28%	1,400円	21,000円

※後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直しが行われます。

世帯の前年分の所得が一定の基準額より少ない場合、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の均等割が軽減されます。申請等は不要ですが、所得の申告をしていない場合は対象となりませんのでご注意ください。

また、令和8年度分の国民健康保険税額および後期高齢者医療保険料額については、7月中旬から発送される納税通知書または納入通知書にてご確認ください。

※子ども・子育て支援金制度の詳細については、子ども家庭庁のホームページでご覧いただけます。

【問合せ】 【子ども・子育て支援金制度について】
【国民健康保険税について】
【後期高齢者医療保険料について】

子ども家庭庁コールセンター ☎ 0120-303-272
国保年金課 ☎ 029-288-3111(内線 143)
茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎ 029-309-1213
国保年金課 ☎ 029-288-3111(内線 144)

マル福(重度心身障害者、母子家庭・父子家庭)を受給されている方へ 医療福祉費受給者証(マル福)の更新について

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日までとなっています。7月1日から使用する新しい医療福祉費受給者証を、6月下旬に各受給者宛に送付します。7月以降に医療機関等を受診する際には、新しい受給者証を医療機関等の窓口で提示してください。

なお、期限を過ぎた医療福祉費受給者証は個人情報などが記載されていますので、国保年金課へご返却いただくか、各自の責任において処分してください。

《ご注意ください!》

次に該当する方は国保年金課の窓口で手続きが必要です。

○令和8年1月1日以降城里町に転入された方

更新時に前住所地(令和8年1月1日現在)の令和8年度課税証明書が必要です。

○城里町外に居住する方の扶養になっている方

更新時に扶養義務者の令和8年度課税証明書が必要です。

○母子家庭・父子家庭で家族構成等に変更があった方

家族構成に変更があった場合には、すぐに国保年金課へご連絡ください。変更により資格を喪失した場合には、医療費の一部負担金を返却していただくことがあります。

○重度心身障害者で、障害年金の等級が変更になった方

障害年金の等級に変更があった場合には、すぐに国保年金課へご連絡ください。

医療福祉(マル福、マル特)制度について

医療福祉(マル福、マル特)制度とは、医療保険を使って病院などにかかった場合の一部負担金を助成する制度です。マル福は県と町の共同で、マル特は町単独で実施しています。

なお、保険が適用されない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成の対象外です。

■医療福祉(マル福、マル特)制度の申請はお済みですか？

マル福(マル特)は、制度の対象者であっても申請を行わなければ助成を受けることができません。

次の条件に該当される方は、国保年金課の窓口で申請を行ってください。

区 分		対 象 者
マル福	妊産婦	・母子手帳の交付を受けた妊産婦
	小 児	・0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日(高校3年生相当)までの小児 ※中学1年生～高校3年生相当は入院のみ
	重度心身障害者	・身体障害者手帳1級・2級および3級(内部障害)の方 ・療育手帳の判定が㉠・Aの方 ・身体障害者手帳3級または4級かつIQ50以下の方 ・国民年金の障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級の方 ・精神障害者手帳1級の方 ・精神障害者手帳2級かつ身体障害者手帳3級または4級の方 ・精神障害者手帳2級かつIQ50以下の方 ※65歳以上の方は後期高齢医療制度の被保険者となられた方を対象とします。
	母子・父子家庭	・配偶者のない方で18歳未満の児童・20歳未満の障害児または高校在学者を監護している方およびその児童 ・配偶者が重度心身障害者のマル福を受給されている方と監護されている児童
マル特	特例小児	・0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日(高校3年生相当)までの小児で、所得制限によりマル福対象外となった方 ・中学1年生～高校3年生相当の外来

※すべてのマル福制度には所得制限があります。マル特制度には所得制限がありません。

＜申請時に必要なもの＞

- ①加入保険のわかるもの(資格確認書等)
- ②課税証明書(転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方は、その市町村の課税証明書)
- ③マイナンバーのわかるもの
- ④障害の程度が確認できる書類(障害者マル福を申請する場合)
- ⑤IQの数値がわかるもの(IQ50以下の証明が必要な方のみ)

【問合せ】 国保年金課 ☎ 029-288-3111(内線142)

令和8年度 城里町不妊治療費(先進医療)助成事業の実施について

町では、不妊治療における経済的負担を軽減するため、医療保険適用の生殖補助医療と併用して行われる先進医療に係る保険適用外の一部を助成します。

助成対象となる治療

○令和8年4月1日から令和9年3月31日までに終了した治療。

※治療終了日が令和8年4月1日以降であること。

→治療終了日とは、妊娠判定日または医師の判断により治療を終了した日となります。

○生殖補助医療と併用して行われる先進医療に係る保険外診療費用の一部。

○当該先進医療の実施機関として厚生労働省へ届出を行っている又は承認されている医療機関で実施されたもの。

助成対象者

1. 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
2. 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
3. 治療開始日において、夫または妻のいずれかが町内に引き続き1年以上住所を有していること。
4. 生殖補助医療及び先進医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること。
5. 夫または妻のいずれも町税を完納していること。

助成額

1回の治療につき、上限40,000円

★治療開始時における妻の年齢が40歳未満 1子につき通算6回

★治療開始時における妻の年齢が40歳以上43歳未満 1子につき通算3回

※治療開始日とは、治療計画を立案した日のことをいう。

※1回の治療とは、治療計画を立てた日から妊娠判定等に至るまでの一連の治療のことをいう。

申請方法

1回の治療が終了したら、下記の書類を、城里町健康福祉課(常北保健福祉センター内)に申請する。

- ①城里町不妊治療費(先進医療)助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②城里町不妊治療(先進医療)受診等証明書(様式第2号)
- ③医療機関発行の領収証及び診療明細書の写し
- ④振込先の通帳またはキャッシュカードの写し

【問合せ】 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550(直通)

6月は食育月間です 毎月19日は『食育の日』です

「食育」とは、生涯にわたり健全な食生活を実践するための「食べる力」を育むことです。こどもから高齢者まですべての人に大切な『食』について、この機会に考えてみませんか。



朝ごはんを食べよう！

朝食を食べて、脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に1日をスタートさせましょう！

2024年に実施した町民アンケート調査の結果(18歳以上)では、「毎日朝食を食べる」人の割合は全体の78.6%でした。年齢別にみると65歳以上が93.5%、40～64歳が75.3%、18～39歳が61.4%と若い世代で欠食率が高くなっています。朝食欠食は必要な栄養素の不足や、肥満、高血糖の原因となる恐れがあります。朝食を食べていない人は、食べられるものから始めてみましょう。

子どもの結果では、幼児が93.9%、小学生が84.3%、中学生が73.1%でした。学年が上がるにつれ欠食率が高くなっています。城里町の食育推進計画では、「毎日朝食を食べる」子どもたちの割合100%を目標にしています。幼少期から、朝食を食べて生活リズムを整え、望ましい食習慣を身につけることが大切です。



朝食を食べていない人は、食べられるものから始め、慣れてきたら品数を増やしてみましょう。ごはんやパン、おにぎりなどの主食。次に納豆や卵、肉、魚などのたんぱく質源。さらに野菜のおかずを追加するなど、できることからステップアップしていきましょう。



食べられるもの



主食
(ごはんやパンなど)



主菜
(卵や納豆など)



副菜
(野菜)

【問合せ】 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550(直通)

町内3か所で 業務用はかりの定期検査を実施します

取引または証明を目的に使用するはかり(計量器)は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。城里町においても、下記日程により定期検査を実施しますので、最寄りの会場で必ず受検されますようお知らせします。なお、所在場所での検査を希望される場合、別途料金になりますが計量士による巡回検査の制度もありますのでご利用ください。

【定期検査日時・場所】

期 日	時 間	場 所	対象地区
6月29日(月)	午前10時30分～正午 午後1時～3時	コミュニティセンター城里	常北地区
6月30日(火)	午前10時30分～正午	桂町民センター	桂地区
	午後1時30分～3時	七会町民センター	七会地区

当日持参するもの

- ①印鑑
- ②手数料(1台当り520円～3,000円位)
- ③受検通知ハガキ(初めて検査を受ける方は不要)
- ④はかり(分銅・おもりも必ず持参)

【検査対象となる計量器の範囲】

- ア. 各種商店(露店、行商を含む)で商取引に使用するはかり
- イ. 薬局、病院の調剤用はかり
- ウ. 農産物、出荷のために使用するはかり(米の庭先取引用も対象)
- エ. 事業所の受入、出荷の取引用はかり、内容量および品質表示のために使用するはかり
- オ. 運送(宅配便)会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり(コンビニ、商店等の取次店も含む)
- カ. 貴金属商、釣堀等で使用するはかり
- キ. 保健所、病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査に使用するはかり
- ク. 法令等により、公共機関への報告または、統計などを目的として使用するはかり

【今回定期検査が免除されるはかり】

新規に購入したはかり、または計量士による検査(代検査)を受けたはかりで、定期検査の実施日においてははかりに刻印された検定年月から1年以内のもの

※家庭用計量器は、取引・証明に使用できません。また、検査の対象にもなりません。

- 【問合せ】 茨城県計量検定所 指導課 ☎ 029-221-2763
 (一社)茨城県計量協会 ☎ 029-225-7973
 まちづくり戦略課 ☎ 029-288-3111(内線224)

児童手当の現況届提出について

【現況届について】

現況届とは、毎年6月1日の状態を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているかどうかを確認するものです。

これまで全ての人に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年度以降は次の人を除き現況届の提出が原則不要になります。

【現況届の提出が必要な方】

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※該当する方には、6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

- 【提出先・問合せ】 健康福祉課 ☎ 029-353-7265(児童手当担当)

令和7年度 住民基本台帳閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

申出者氏名	請求事由の概要	閲覧年月日	対象地区	件数
			対象者	
(一社)新情報センター 事務局長 山本 恭久	「ストレスと健康 全国調査 2025」 実施のための対象者抽出 委託者：東京大学大学院 医学系研究科 精神保健学分野	令和7年 4月25日	大字上入野	55件
			20歳から75歳までの 男女	
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「2025年国民生活時間調査」 実施のための対象者抽出 委託者：NHK放送文化研究所 世論調査部	令和7年 8月12日	大字石塚	40件
			10歳以上の男女	
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」 実施のための対象者抽出 委託者：日本銀行 情報サービス局	令和7年 8月12日	大字那珂西、春園、 孫根、増井	15件
			20歳以上の男女	
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「いのちと社会に関する意識調査」 実施のための対象者抽出 委託者：NHK放送文化研究所 世論調査部	令和7年 9月5日	大字那珂西	12件
			18歳以上の男女	
(一社)中央調査社 会長 境 克彦	「勤労生活に関する調査」 実施のための対象者抽出 委託者：(独)労働政策研究・ 研修機構	令和7年 10月7日	大字石塚	18件
			20歳以上の男女	

【問合せ】 町民課 ☎ 029-288-3111(内線114)

教育委員会委員の異動について

教育委員会委員の任期満了に伴い、4月から以下の体制となりましたのでお知らせします。

(敬称略)

職名	氏名	備考
教育長	そえた さとし 添田 智	任期中
教育長職務代理者	かすや しんいち 粕谷 眞一	任期中
教育委員	ながやま とおる 長山 透	任期中
教育委員	なかと ひろみ 仲田 弘見	任期中
教育委員	やまぐち まいこ 山口 麻衣子	令和8年4月23日就任(再任)

【問合せ】 教育委員会事務局 ☎ 029-288-7010(直通)

【開設期間】4月22日～10月28日 令和8年度 クーリングシェルター開設(指定暑熱避難施設)

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、暑さを避けて休憩が取れる施設として「クーリングシェルター」を開設します。

熱中症特別警戒アラートは、環境省から熱中症による重大な健康被害が発生するおそれがある場合に、危険な暑さへの注意と熱中症予防行動を呼びかけるもので、都道府県ごとに、前日の午後2時に発表されます。

茨城県内で発表された場合は、町の防災無線でお知らせします。

熱中症特別警戒アラートが発表されるなど、危険な暑さが見込まれるときは、冷房が効いた室内で過ごすことが基本となります。やむを得ず外出する際に危険な暑さに見舞われた場合は、十分な水分を補給するとともに、適宜、「クーリングシェルター」などを活用し、熱中症の予防に努めましょう。

《城里町のクーリングシェルター指定場所》

◎開設場所は、各施設の1階ロビーです ◎飲み物などはご自身でご用意ください



▲このマークが目印です

施設名	開設曜日	開設時間
城里町役場(石塚 1428-25)	月・火・水・木・金(祝日を除く)	各施設の開設時間に 従ってください
コミュニティセンター城里(石塚 1428-1)	月・火・木・金・土・日(第4木曜日を除く)	
常北保健福祉センター(石塚 1428-1)	月・火・水・木・金(祝日を除く)	
桂町民センター(阿波山 167)	毎日	
桂図書館(阿波山 173-2)	月・火・水・木・土・日(第2木曜日を除く)	
七会町民センター「アツマーレ」(小勝 2268-3)	毎日	
石塚郵便局(石塚 2212-3)	月・火・水・木・金(祝日を除く)	
塩子郵便局(塩子 3421-1)		
阿波山郵便局(阿波山 1020-1)		
徳蔵郵便局(徳蔵 779-1)		
岩船郵便局(孫根 461-5)		

【問合せ】健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎ 029-240-6550(直通)



町長コラム

過去最高の売上げ記録を更新し続ける 物産センター「山桜」!!

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

建替事業が進んでいる「道の駅かつら」の特集記事を掲載しましたが、物産センター「山桜」は業績が右肩上がりの成長を続け、毎年過去最高の売上げ記録を更新しています。

私が町長に着任した時の「山桜」の売上げは、年間1億3,800万円程度でしたが、昨年度は3億円を超え、この12年で売上げが約2.2倍に拡大しています。さらに、内訳を見てみると、H27～R7の比較で直売の売上げが約1億4,300万円から約2億4,500万円の約1.7倍に、食堂の売上げが約2,500万円から約6,600万円の約2.6倍に拡大しています。直売よりも食堂の伸びの方が大きいことに気がつきます。午前11時前に山桜を訪れると、平日でも食堂の前に行列ができており、11時15分くらいには食堂が満席になってしまいます。天ぷら蕎麦が特に人気で、天ぷら蕎麦を目的に来店したお客様がお米やお野菜も買ってくれます。「山桜」の天ぷら蕎麦の人気の秘密は、蕎麦が地元産の挽き立てで新鮮な「常陸秋そば」を当日の朝に打ちたて・茹でたてで提供されるので風味豊

かなこと、地元の野菜などを使った天ぷらが「かりっと揚げたて」で美味しいことです。

「道の駅かつら」に注目が集まりますが、「山桜」もよろしくお願い致します。

